

議案第69号

県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

次のとおり県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決（平成4年3月19日議決）の一部を変更し、平成23年度分の市町村負担金から適用することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には、当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には、当該変更後部分を加える。

次の表の変更後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

変 更 後		
県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金		
事 業 名	市町村負担金の額	
	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの
1 かんがい排水事業 (1) かんがい排水事業 (2) 水田営農活性化排水対策特別事業 (3) 基幹水利施設ストックマネジメント事業	工事費の100分の10に相当する額 工事費の100分の10に相当する額 工事費の100分の10に相当する額。 <u>ただし、鳥取市大井手地区に係る事業については、工事費の100分の15に相当する額</u>	
2～18 略		
19 地域ため池総合整備事業 20 農業用水再編対策事業（鳥取市大井手地区に限る。）	工事費の100分の14に相当する額 工事費の100分の15に相当する額	

変 更 前		
県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金		
事 業 名	市町村負担金の額	
	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの
1 かんがい排水事業 (1) かんがい排水事業 (2) 水田営農活性化排水対策特別事業 (3) 基幹水利施設ストックマネジメント事業	工事費の100分の10に相当する額 工事費の100分の10に相当する額 工事費の100分の10に相当する額	
2～18 略		

21 耕地災害復旧事業 略

備考

1～4 略

19 耕地災害復旧事業 略

備考

1～4 略